

## 日本白血病研究基金カードセゾン特約

### 第1条(カード名称)

株式会社クレディセゾン(以下「当社」という)が、第3条のとおり一定額を白血病治療法の研究活動に寄与するため日本白血病研究基金(以下「基金」という)に寄付することを目的として発行するクレジットカードを日本白血病研究基金カードセゾン(以下「本カード」という)と称します。

### 第2条(カードの発行)

お客様が、本特約とセゾンカード規約を承認し日本白血病研究基金を育てる会を通じて本カードご利用のお申込みをされ、当社が本カードのご利用を承諾した方(以下「会員」という)に、本カードを発行いたします。契約は、当社が承諾した日に成立するものとします。

### 第3条(利用代金の一部寄付)

当社は、本カードのショッピング利用額を基準にして、所定の方法により計算した一定額を基金に寄付いたします。

### 第4条(任意の寄付金の収納代行)

会員は、基金への任意の寄付金を所定の方法によりその都度申込むことによって、セゾンカード規約第7条(弁済金等の支払方法等)第1項と同様に本カードの決済口座を通じて支払うことができます。

### 第5条(カード規約)

本カードについては、セゾンカード規約に加え本特約が適用されます。両規定が重複する場合は、本特約を優先いたします。

### 第6条(本規約の変更等の準用)

セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)の規定は、本特約の変更について準用します。この場合において、セゾンカード規約第19条(本規約の変更等)中「本規約」とあるのは、「本特約」と読み替えるものとします。